

8/29
早川

馬^ノ付^け書^記地^域限^定へ

南スーザンPKO 防衛省が最終調整

二月施行の安全保障関連法で可能になった自衛隊の「駆け付け警護について、南スーザンの国連平和維持活動(PKO)に参加する陸上自衛隊が実施する際は、

二月施行の安全保障関連法で可能になった自衛隊の活動地域を宿營地がある南部に限定する方向で防衛省が最終調整していることが二十八日、分かった。政府関係者が明らかにした。安保法に規定のない地理的要

件を明確にするとともに、件を明確にするとともに、自衛隊の安全確保を図る狙いとみられる。=関連③面

これまでに現地の治安情勢を見極めた上で、①期間延長の是非②駆け付け警護の任務を付与するのか③その実施場所を最終判断する。

場所で武装集団に襲われた普通科連隊(青森市)を中心とする十一次隊に、任務付与される可能性がある。

指揮官が任務遂行の際に根拠とする「部隊行動基準」には実施場所の候補のほか、安保法で可能になつた警告射撃の対象を、任務遂行を妨害する者とする」とや、持ち込む武器の種類、銃弾の数量の上限などを盛り込んだ。



PKO協力法は、「これまでに現地の治安情勢を見極めた上で、①期間延長の是非②駆け付け警護の任務を付与するのか③その実施場所を最終判断する。

これまでに現地の治安情勢を見極めた上で、①期間延長の是非②駆け付け警護の任務を付与するのか③その実施場所を最終判断する。

指揮官が任務遂行の際に根拠とする「部隊行動基準」には実施場所の候補のほか、安保法で可能になつた警告射撃の対象を、任務遂行を妨害する者とする」とや、持ち込む武器の種類、銃弾の数量の上限などを盛り込んだ。